

## 幕末期における長崎貿易商人の海外情報

— 巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討 —

岩田 みゆき

### 幕末期における長崎貿易商人の海外情報

— 巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討 —

岩田 みゆき

#### はじめに

本稿では、在地社会における海外情報の実態を明らかにするための一例として、五カ所商人で京系割符宿老である巨智部忠陽（英三郎）の長崎在番日記『要録』<sup>①</sup>を取り上げる。巨智部家および巨智部忠陽については、長田和之氏による考察がある<sup>②</sup>。それによると、巨智部忠陽は、天保二年（一八三一）五月から天保十一年六月まで「長崎在勤系割符請拂」をつとめ、天保十五年八月から慶応二年十一月に五十六才で亡くなるまで、長崎在番京系割符宿老を務めたとある。『要録』は、弘化二年から慶応二年までの二十一冊が残されており、長崎勤務中の京系割符宿老が記録した勤務日記として良く知られている<sup>③</sup>。

本稿は、これらの研究に学びつつ、あらためてこの史料を見直し、海外情報に接するという点においては、当時一般の商人と比較すると格段に有利な立場にあったと考えられる長崎在勤の五カ所の貿易商人の一人である京系割符宿老巨智部忠陽が、幕末期長崎において、どのような内容の海外情報を、どのように入手し、在地に伝えていたのか、という点

を確認する作業を行いたい。猶、本稿では、弘化二年から開港前の安政四年までの『要録』を検討対象とする。『要録』は、長崎奉行所や会所での仕事、オランダ船・唐船が入津してきたときの出島や新地での貿易商品の荷見せや入札の手配、寄合、京系割符仲間との書状のやり取りなどの業務記録が中心であるが、そのほか歌会・祭礼・社寺参詣など日常的な生活や、五カ所商人をはじめとする人々との私的な付き合いの記録も多くみられ、長崎在勤中の公私日記の性格も持っている。その点を踏まえた上で、ここではひとまず『要録』に記録された異国船来航情報を含む海外情報に注目して、その特徴をみてゆきたい。

ところで、『要録』には、通常のオランダ風説書の記録がみられることが、既に指摘され注目されている<sup>④</sup>。そこで、本稿では、通常のオランダ風説書とそれ以外の海外情報・異国船情報とに分けてみていくことにしたい。

一 『要録』の中のオランダ風説書

『要録』の中には、弘化二年と三年を除く、弘化四年から安政四年までのほぼ毎年、オランダ船がもたらすいわゆる通常の風説書の全文が記録されている。これについては、既に沼倉延幸氏によって、「忠陽の場合、阿蘭陀風説書を比較的早く入手し、かつ写を京都へ急ぎ伝達し、京都の糸割符仲間がこれに接し得る条件を作っていた」ことや、「糸割符宿老のように長崎貿易に深く関わる商人が、唐蘭船の入港・積荷情報に加えて、風説書の如き海外情報にも接する機会を少なからず身近に有していた」ことなどが指摘されている<sup>⑤</sup>。

ここではこれらの指摘を踏まえた上で、あらためて、『要録』に記録された各年の通常の風説書について検討してみたい。

表1は、記録された通常の風説書について、オランダ船入津から風説書の写の作成、京都へと送られるまでの経過を、日を追って記載したものである。まず、弘化二年は、

「六月廿九日未晴  
一、京都へ八番状差立候事、尤阿蘭陀船積荷物和解風説書差為登候事  
此方清水 森川 福井 菅」

とあり、風説書本文の記載は無いが、オランダ船の積荷物の和解と風説書を京都の糸割符仲間へ送ったことがわかる<sup>⑥</sup>。従って、風説書本文を目にしていることは確かである。この年のオランダ船の入津は六月二〇日なので、九日後には京都に送られている。

表1 通常の風説書の記載状況

年次	船番	通常の風説書 〔和蘭風説書集成 下〕参照			『要録』の記載						
		①紅毛船咬 啣吧発	②紅毛船長 崎到着	③オランダ 通詞によ る和解日	①白帆注進	②紅毛船入 津	③出島門通 札入手	④風説書写	⑤京都へ書状差立		
嘉永元		5月25日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	7月3日	7月4日	7月4日	留守宅 宛	「紅毛船積荷物和解帳并風説書為登候事」
弘化4		5月25日	6月26日	6月27日	6月25日	6月26日	6月30日	7月1日	7月3日		「一、風説書京都へ為登候事」
弘化3		閏5月21日	6月21日			6月21日		7月25日	7月25日	森川・菅吉・留守宅 宛	「紅毛本方積荷物和解差出し写」
弘化2		5月26日	6月20日					6月29日	6月29日	清水・森川・福井・菅 宛	「阿蘭陀船積荷物和解風説書差為登候事」

嘉永2		5月19日	6月23日	6月23日			6月25日	6月25日	6月26日		「紅毛風説書唐船式艘分積荷物和解差出し写とも差立候事」
嘉永3		5月14日	6月11日	6月11日			6月15日	6月13日			
嘉永4		6月8日	7月12日	7月12日		7月12日	7月13日	7月18日	7月18日	清水・菅吉 宛	「紅毛風説書并積荷目録和解差出し加封之事」
嘉永5		5月10日	6月5日	6月5日	6月5日	6月5日	6月8日	6月9日	6月9日	留守宅・菅吉 宛	「風説書積荷目録和解帳共」
嘉永6		5月27日	6月27日	6月28日	6月26日	6月28日	6月29日	6月29日	6月29日		
安政元	一番船	6月1日	7月5日	7月5日			7月24日				
安政元	二番船	7月1日	7月28日	7月29日							
安政2	一番船	5月18日	6月19日	6月19日			6月26日	6月26日	6月26日	田村・留守宅・菅 宛	「風説書并和解差出しと」
安政2	二番船	5月18日	6月19日	6月19日			6月26日	6月26日	6月26日	田村・留守宅・菅 宛	「風説書并和解差出しと」
安政3	一番船	6月22日	7月19日	7月20日			9月14日	9月14日	9月14日		
安政3	二番船	6月22日	7月19日	7月21日			9月14日	9月14日	9月14日		
安政4	一番船	12月7日 (安政3)	1月28日	1月29日			2月25日	2月25日	2月25日		
安政4	二番船	閏5月10日 (7月1日)	6月3日 (7月23日)	6月3日			6月24日	6月24日	6月24日		
安政4	三番船	閏5月14日 (7月5日)	6月4日 (7月24日)	6月4日			6月24日	6月24日	6月24日		
安政4	四番船	閏5月14日 (7月5日)	6月5日 (7月25日)	6月5日			6月24日	6月24日	6月24日		
安政4	五番船	6月4日 (7月24日)	7月7日 (8月26日)	7月7日			7月20日	7月20日	7月20日		

弘化三年は、六月二十一日に「一、八ツ半時紅毛船入津致候事」とあり、例年どおりオランダ船入津の記事があるが、およそ一ヶ月後の七月二十五日に紅毛本方積荷物和解の写を京都に送った記録があるのみで、風説書に関する記録は見られない。理由は明らかではないが、六月初頭にフランス軍艦でセシルが来航し、長崎表が慌ただしかったことや、後述のようなオランダ風説書の内容の変化とかかわりがあるかもしれない。

弘化四年の場合をみると、六月二五日「白帆注進有之候事」、六月二六日「紅毛船一艘入津之事」、六月二九日「明晦日出島門通札相渡り候二付、例之通證札調印之事」、六月晦日「五ヶ所会所二おゐて出島門通札受取」とあり、七月朔日に風説書本文の写しが記載されている。そして七月三日「一、風説書京都へ為登候事、一、紅毛船積荷物和解差出御下ケニ付写ス、ヶ所之商人行事呼寄為写取候、本紙ハ例之通会所ニ遣し受取書取り置候事」とある。この記載からすると、オランダ船入津後、通札を受取り出島に出入りできるようになった翌日風説書を写しとっている。また、風説書はオランダ船が入津してから七日後、写が作成されてから二日後には京都に送られている。京都への書状は、六月二十七日「未八番状差立」、七月二十五日「未九番状差立」とあることから、七月三日の風説書は番外で送られたものと思われる。例年風説書とセットで送られる「紅毛船積荷物和解」については、発送の記録はないが、この年は風説書とは別便で送ったのかもしれない。「積荷物和解」については、書写までの詳細な手順の記載があり、風説書を京都に送っ

六月十三日

荒木栄之助

沢井熊之進 ㊦

高石久左右衛門

小田喜三兵衛

巨智部英三郎様

林 熊十郎様

右之通申来候二付、廻状差出ス」

これを見ると、出島門通札は十五日に渡すことになっているので、ここに記載されている風説書は、出島の外で書き写されたものであることがわかる。

嘉永四年には、七月十二日にオランダ船一艘入津、十三日風説書の記載、十八日「京都江亥拾三番状差立候、但紅毛風説書并積荷物和解差出し加封之事、此方々 清水 菅吉へ」とあり、入津から六日、風説書記載から五日後京都へ送られている。

嘉永五年は、六月五日「白帆注進、紅毛船一艘入津」、六月八日「出島門通札相渡り候二付、ヶ所伊藤権之祐并恒十郎出役いたし候事」とあり、同日風説書が書き写されている。六月九日「京都へ子九番状差立候事、但風説書・積荷物和解共」とあり、入津から四日で京都に送られている。嘉永六年は、六月二十八日「紅毛船一艘入津」、六月二十九日に風説書の書写がみられる。

安政元年は、一番船が七月五日、二番船が二十八日に入津しているが、七月二十四日の日記に一番船がもたらした風説書のみが記録されて

幕末期における長崎貿易商人の海外情報

た同日「積荷物和解差出御下ケニ付写ス」とあり、オランダ通詞によって翻訳され提出された積荷物一覧が、おそらく奉行所から下げ渡され、それを糸割符商人が書写し、五ヶ所の商人行司を呼び寄せて写し取らせた後、本紙を長崎会所に提出して、受取書を受け取ったとある。ここでは、積荷物翻訳の場面の記載がなく、詳細は明らかではないが、翻訳したものが奉行所から下げ渡されているとすると、後にみる唐船の場合とは扱いが異なっていたことになる。

弘化五（嘉永元）年には、六月二十九日にオランダ船が入津し、七月三日に出島門通札を受取り、翌七月四日に風説書が書写され、同日「京都江申拾番状差立候事、紅毛船積荷物和解并風説書為登候事」とある。オランダ船入津から京都へ送るまで五日、書写と同時に京都へと送られている。

嘉永二年には、六月二十三日オランダ船が入津、二十五日に出島門通札が渡され、同日に風説書が記載されている。翌二十六日「京都江西拾式番状差立候、但紅毛風説書唐船式艘分積荷物和解差出写とも差立候事」とあり、二十五日に入津した唐船の積荷物和解とともに、京都に送られている。入津から京都への送付までの日数はわずか四日である。

嘉永三年は、『要録』には記載がないが、六月十一日にオランダ船が入津、六月十三日に十一日和解の風説書が記載され、同日に出島門通札引渡しのお知らせが来ている。

「出嶋門通札明後十五日五ツ時分四ツ時迄之内小田喜三兵衛方二而相渡申候、以上

いる。安政二年は、六月一日と二十一日にオランダ船二隻が入津しているが、六月二十六日に「十九日廿一日入津紅毛船風説書写し」として、一番船・二番船がもたらした風説書全文がまとめて記録されている。この二点は、同日「京都へ卯九番状差立候事、但風説書并和解差出しも、此方々田村 留守番 菅」とあり、即日二通まとめて京都に送られている。

安政三年は、六月二十二日に一番船・二番船が入津しているが、日記に記録されたのは、九月十四日になってからである。この日の日記には、辰七月十九日付の「渡来之阿蘭陀番船差出候横文字書翰和解」と七月二十日付の風説書、辰七月二十一日付の「渡来之阿蘭陀式番船差越候横文字和解」と同日付の風説書、辰八月付付のカピタンから長崎奉行川村対馬守宛ての書状（長崎に向かっていた商船サアラヨハンナ号が八月十四日難破し、書籍や剣付筒、皮類などの積荷がすべてだめになってしまったことについて知らせたもの）が、すべて記載されている。

安政四年は、五回に分けて風説書がもたらされている。一番船は一月二十八日に入津しているが、「紅毛船札口」と正月二十九日付風説書が記録されたのは二月二十五日である。

二番船は六月三日、三番船は六月四日、四番船は六月五日に入津しており、已六月三日付、已六月四日付、已六月五日付の風説書は六月二十四日にまとめて記録されている。最後の五番船は七月七日に入津し、七月七日付風説書が記録されたのは、七月二十日のことであった。

こうして、最後のオランダ風説書まで、記録しているが、上記で検討

したような『要録』の記載からみて、弘化期・嘉永期・安政期において状況の変化がみられる。すなわち、弘化年間、記載のみられない二・三年を除き、弘化四年頃までにおいては記載も詳細で、手順を踏んで、風説書・積荷物和解を記録し、京都の糸割符仲間に送っている状況がわかる。一方、嘉永期になると入津から記録、京都への発送までが慌ただしくなる印象がある。嘉永二年と五年は、出島門通札配布と同日、嘉永三年には配布前に既に風説書の記録があることから、風説書の入手は必ずしも出島内ではなかったことがわかる。また当初から「積荷物」は「和解」とあるが「風説書」は「和解」とはなっていない点も気になるところである。安政期になると、入津から記録までの迅速さがなくなり、一定の期間をおいてまとめて記録されるようになり、風説書の役割や情報としての緊急性や重要性も変化してきているとみざるをえない<sup>7)</sup>。

次に、この間のオランダ風説書の内容についてもみておきたい。表2は、弘化二年から安政四年までの通常の風説書の内容について一覧にしたものである。

まず、『要録』に記載されたオランダ風説書についてみると、『和蘭風説書集成』<sup>8)</sup>所収の同年のものと比較したところ、記載のない弘化二・三年、安政元年二番船を

表2 通常の風説書（弘化二年～安政四年）の内容

通常の風説書の内容	弘化2	弘化3	弘化4	嘉永元	嘉永2	嘉永3	嘉永4	嘉永5	嘉永6	安政元	安政元	安政2	安政2	安政3	安政3	安政4	安政4	安政4	安政4
条数	14	14	7	5	4	4	5	4	4	4	3	5	2	3	4	5	4	3	3
オランダ船の発着状況・洋中の外国船・唐船の動向	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4	2	2	3	4	3	2	2
パレンバン号動向	1	1																	
オランダの人事・国王の動向	2	2																	
ロシア王第4王女の死・ロシア帝の動向	2	1																	
フランス国王の動向	1																		
フランス軍艦の動向	1																		
イギリス国王兄弟娘の死・イギリス女王の動向	1	1																	
スウェーデン国王の死と新国王即位	1																		
サクセンビュルク国王の死と新国王即位	1																		
東印度の動向	1																		
アヘン戦争の件は別段申上げる	1																		
トルコの火災		1																	
アメリカの火災		1																	
唐の茶貿易		1	1																
アトランタ海セントヘレナ港での地震		1																	
バリ島近海での騒動		1	3																
爪哇（ジャワ）の様子		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
漂流民の送還				1			1												

除き、他はほとんど違いが無く、ほぼ正確な写しであることがわかる。その内容についてみると、弘化年間までと嘉永期以降とは、大きな変化がみられることがわかる。弘化二年・三年・四年の通常の風説書についてあらためて詳しくみてみると、弘化二年一四ヶ条（当年来朝のオランダ船がジャカルタを五月二十六日に出発し、今日到着したこと。途中海上で外国船や唐船は見掛けなかったこと。昨年九月二十九日に長崎から帰帆した船は、無事十一月十八日にジャカルタに到着したこと。昨年十月十八日に長崎から帰帆したパレムバン号は、十一月十八日無事ジャカルタに到着し、本年二月朔日に本国向かったこと。オランダ領インドの都督が死去したこと。オランダ国王がその後任を任命したこと。ロシア皇帝の第四女が昨年八月に死去したこと。フランス国王がイギリス国王を訪問したこと。ロシア皇帝が、イギリス国王とオランダ国王を訪問したこと。当年二月二十六日フランス軍艦二隻がジャカルタに着船し、その内の一隻にはフランス国王の使節が乗組んでいたこと。この船は当年六月シンガポールから唐国にむけて出船したこと。昨年十月二十日、イギリス国王の兄弟の娘が死去したこと。昨年正月十三日スウェーデン国王が死去し、その継嗣が即位したこと。昨年サクセンビュルクの国王が死去し、その継嗣が即位したこと。東インドは静謐であること。唐国とイギリスとの一件は、別段に申上げる事。弘化三年一四ヶ条（当年来朝のオランダ船は閏五月二十一日にジャカルタを出帆し、本日本日無事到着したこと。類船はないこと。昨年十月三日に長崎から帰帆した船は、十一月朔日ジャカルタに到着したこと。海上に唐船は見掛けなかつ

たこと。ただし、唐国に行ったヨーロッパの蒸気船一艘、オランダ国領地あたりにおいて、ヨーロッパの商売船を数艘みかけたこと。昨年帰帆のオランダ船パレンバンは、江戸幕府からオランダ国王への返翰を積んで十一月四日オランダへ向かったこと。オランダ領東インド総督・喜望峰以東蘭領海陸軍総司令官・國務大臣らが、国王の命でオランダ国からジャカルタに到着したこと。昨年爪哇に千七百六艘の入津があり、千六百五十八艘が出帆したこと。この内千三百三十八艘はオランダ船で、三百二十艘は外国船であること。昨年五月二十九日トルコ国の浜で大火があり、五千軒が焼失し、二千四百万ギルデンの損失があったこと。昨年六月頃オランダ国王がイギリス国を訪問したところ、イギリス国女王が鄭重に対応したこと。昨年七月頃イギリス国女王がドイツを訪問し、途中フロイス国王に面会し、帰路フランス国王を訪問したこと。北アメリカのケベックで出火があり、二千軒が焼失し、九百万ギルデンの損失があり、またニューヨークでも家数百軒が焼失したこと。昨年十二月頃ロシア皇帝がイタリアを訪問したこと。昨年五月二十七日から正月下旬頃、唐国からヨーロッパに向けて黒茶・青茶などの茶三千九百四十六万三千八百四十一ポンド余りを船八十一艘で運送したこと。当年正月アトランタ海セントヘレナ島で地震があり、翌日津波で船十三艘、陸上も被害があったこと。爪哇近海にあるバリ島近海で、地元ピリシグの船とオランダ船と争論があり、オランダから海陸軍の一組がバリ島にむけて出航したこと。オランダが同所を攻撃して攻め取ったこと。爪哇は静かであり、ジャカルタから長崎までの海上に唐船は見掛けなかったこと。、

弘化四年七ヶ条（当年来朝のオランダ船は五月二十五日にジャカルタを出帆し、本日到着した。これ以外類船は無いこと。臺灣で唐船十二艘、日本近海で唐船四艘をみかけたこと。去年十月六日長崎を出帆したオランダ船は二十日余りで十月二十六日ジャカルタに到着した。バンカー海辺で唐船を一艘みかけ、この船は六日遅れでジャカルタに到着した。昨年報告したバリ島ピリシクの王とその兄弟は、山中に隠れていたが、東印度総都督に赦免の使者を送ってきたこと。オランダはピリシク中に砦を築き、一部の軍兵を残し、他は爪哇に引取ったこと。オランダ国王は格別軍功のあったものを賞賛したこと。弘化三年に唐国からイギリス国に茶二千九百六十一万八千二百八十五ポンド送られたこと。爪哇は物静かであること。）などであり、世界情報についても多少の記載がみられる。だが、嘉永期以降はそれがほとんど無くなり、記載項目も三〜五項目に限られ、内容もオランダ船の発着状況や、唐船・異国船などの船の動向や海上の様子・爪哇の動向・異国人の送還に関する情報に限定されている。すなわち、弘化年間、少なくとも弘化四年までは海外情報として見るべき内容があったが、弘化四年にはバリ島の騒動に限定され、嘉永期以降の通常の風説書は、オランダ船・唐船などの貿易船の動向などが中心となり、形式的なものになっているといえる。<sup>9)</sup> 貿易船や洋上の異国船の動向は、貿易商人にとっては重要な情報ではあるが、今まであった海外情報が急に消えたことに、商人たちも違和感を覚えたこと間違いない。

ところで、この記載内容の変化に関連して、アヘン戦争を契機として動向、ベトナムにおけるフランスと交趾国との戦闘、暹羅国の動向、オーストラリアにおけるイギリス植民地の拡大、ボルネオ・タヒチ・ニューギランド・オーストラリア・スエズ地峡の開削・エジプトの治水事業・シベリアでの金の採掘・オレゴン・メキシコの動向、ヨーロッパのスペイン・ポルトガルの内線、飢饉の様子、ローマ教皇の動向、ロシア・アルジェリア・エジプトの動向などに触れ、そのほか、海王星の発見や、硝化綿の発明、麻酔薬の発明、紙製の人体解剖模型、ヨーロッパや北アメリカにおける鉄道の敷設、など新しい科学技術についても記している。また、この年には長崎訳に加えて江戸訳も作成されていたことがわかっている。<sup>10)</sup> 嘉永期以降になると、それに加えて、軍艦の詳細についても記載されるようになるなど、さらに情報が整備されてくるようになる。

「別段風説書」の内容については、現在検討を進めており、ここでは簡単に触れるにとどめるが、内容からみても、弘化二年と三・四年の間に、ひとつの大きな区切りがあることは確かである。これは、通常の風説書の内容が、弘化四年あたりから減少し、嘉永期以降はオランダ国の動向をはじめ、世界情報をほとんど含まなくなることと無関係ではないように思われる。

こうしてみていくと、別段風説書の記載内容の整備・充実化とともに、嘉永元年頃までに通常の風説書の内容も大きく整理され、同時にそれを業務上目にする貿易商人たちの海外情報も嘉永期以降極度に限定されていったものと思われる。そのことは、逆にいえば、通常の風説書

幕末期における長崎貿易商人の海外情報

新たにもたらされた「別段風説書」についても若干触れておきたい。『要録』には、「別段風説書」についてはいっさい記載がみられないので、五カ所商人という立場では目にする事ができない情報であったことが窺える。<sup>11)</sup> その内容について簡単にみてくと、天保十一年から弘化二年までは、「中国のアヘン問題<sup>12)</sup>」として、アヘン戦争の経過と、その後締結された条約の内容に関するものであるが、弘化三年からは記載内容が大きく変化し、オランダ国王の健康からはじまり、オランダ領東印度におけるバリ王族らの反乱、アルジェリアにおけるフランスと周辺部族との対立、マダガスカルにおけるイギリス・フランス連合軍の攻撃、フランスと中国との間の協定内容、タヒチなどポリネシアにおけるフランスと原住民との戦争、中国とイギリスとの貿易額、中国における暴動、交趾国の動向、暹羅とイギリスとの貿易協定、蒸気船の航路、ボルネオ・バシラン島・ニューギランド・ハワイの動向、インドにおけるシク戦争の状況、ロシア・メキシコの動向など、アヘン戦争後の世界情勢が広く記載されるようになる。この中では、黄埔条約・望厦条約の要旨の他、スエズ運河の開削や、日本に関連しては、ビッドルの日本への来航や、フランス海軍中将セシルの来航予告情報も記されている。弘化四年もオランダ国王とその家族の平穏な状況から記載がはじまり、その後オランダ領東印度のバリ島でのオランダ国と現地王族との騒乱の経過が詳細に記されている。また、アヘン戦争後のイギリスと中国の状況や、イギリス香港総督と中国広東総督との間で締結された協定の内容、中国からイギリスに輸出された茶の量、東印度におけるイギリス艦隊の

は、少なくとも幕末期においては、貿易商人らが業務を遂行する中で比較的簡単に入手し書写することができた文書であることを示唆するものである。<sup>13)</sup>

## 二 その他の海外情報・異国船情報

一ではオランダ風説書についてみてきたが、ここでは、それ以外の海外情報・異国船情報についてみていきたい。『要録』の中に記載された、異国船来航情報を年代順にみると、①弘化二年七月四日イギリス船サマランダ号、②弘化三年六月六日フランス軍艦クレオパトラ号、③弘化四年七月九日 松前へ漂着のアメリカ船が長崎に着岸、④嘉永二年三月二六日アメリカ船プレブル号、⑤嘉永三年八月晦日長崎に異国人が上陸、⑥嘉永六年十二月二日入津のロシア船デアアナ号、⑦嘉永七年閏七月十五日入津のイギリス船に関する記載がみられ、その他⑧嘉永七年七月二十七日唐船から得た情報の記載もみられる。いずれも長崎に入津した異国船・唐船に関する記録である。

このうち、異国船来航・上陸・出帆までの記録のみのものをみてみると、③は松前に漂着したアメリカ船の漂流民らが、弘化四年七月九日長崎に到着し、翌十日に御役所へ上がるとある。七月二十五日になって「七月九日廻着之アメリカ人名所書左之通り」として七名の船員名簿の詳細が記録されている。⑤は、嘉永三年九月二十日に記録がみられ、異国人らが長崎大工町聖光寺に滞在していたことや、上陸した異国人三十一名のアメリカ・イギリス・フランスなどの国名と、彼らが九月十九日

にカピタンに引き渡されたことが記されている。⑥は、ロシア使節プチャーチン一行がディアナ号で長崎に入津した嘉永六年十二月五日から嘉永七年一月八日に出帆するまで、この間、十二月五日「暁天白帆注進有之候処、早刻ヲロシヤ船四艘入津いたし候事」十四日「亜魯西人西御役所江九ツ時上り候事」十八日「亜魯西人西御役所江上り候事」二十一日「ヲロシヤ人今日も西御役所へ上り候事」、嘉永七年一月五日「ヲロシヤ人今日も西御役所へ上り候由、右船之内蒸気船今七ツ時頃出船いたし候」七日「亜魯西人今日も西御役所江上ル」などとロシア人が頻繁に西御役所に来ていることや、蒸気船が一隻先に出帆したこと、一月八日「亜魯西船残り三艘とも八ツ時出帆いたし候事」とありこの日残り三艘が出帆したこと、また再来した三月二十三日「昼九ツ時過白帆注進有之候処、即刻ヲロシヤ船三艘入津之事」、同二十九日「今早朝ヲロシヤ船三艘とも出帆之事」などと、時日を追って逐一プチャーチンらの動きを細かく記録している。因みに、同じ時期浦賀に来航したペリーに関する記録はみられず、嘉永六年十一月二十九日の日記に、「亜墨利加合衆国々差出候書翰之儀ニ付：」で始まり、「万一彼より兵端を相開候ハ、一同奮発毫髪も御国辱を不汚様上下拳而心力を尽し忠勤可相励との上意ニ候、右之通被仰出候間、可被得其意候」で結ぶ五月十一月付の幕府触書のみが記録されている。これは、「西御役所当番 四ツ時出勤之事」に引き続き記されているので、役所の中で入手し書き写したものであろう。長崎においても、このころの緊迫した状況を窺うことができるが、ペリー来航に関する

る情報量は少ないといえる。

ところで、これらのうち①②④⑦については、入津の経過ととともに、異国人が提出した書付け類の和解の写しが記録されている。①弘化二年七月四日に長崎に入港したイギリス船（サマランダ号）については、弘化二年七月四日未明、石火矢がなり、白帆注進があったことから記載される。この段階ではまだ「未何船と申儀も難分」という状態であったが、六日には、「三日白帆注進の船エケレス船二相違無之由也」とあるように、イギリス船であることが確認されている。翌七日には、イギリス船に同乗していた広東人の書の、唐通事による和解が記録されている。この間の動きは早く、七月六日は「御役所当番出勤之事」とあるので、役所内でこの情報を得たものと思われる。

「七月七日 寅 晴

：

一、去ル四日来朝之エンゲレス船イギリス乗居候廣東人々之和解本船ハ大英國の役船ニ而戦争之用を勤候、今度国王々被差遣諸国地理等を見計候ため尔候、見終而帰国いたすへし、不正之者ニ無之候、我上役折節山前山後翫看可致候ニ付、当所御役人江願置候、若水并薪牛等入用之節ハ、地民をして売買被為致候ハ、勝手宜敷存候、我上役言語ハ中国化喇晒人ニ通シ吐噓治之語通せず、我今日之書面見れとも其意を解せず

船主 妙沙 名味叩暗、

船號 サシファ、ツウ、  
叩暗刺

付ガミ

化喇晒ハ魯晒噓之事ニ候哉

吐噓治ハ地名相分不申候

七月四日 和解大通事

額川四郎八

遊龍彦十郎

これは、イギリス船に雇われて同乗していた中国人（廣東人）が中国語で提出した書付けを唐通事が翻訳したものである。イギリス船来航が薪水を要求したものであることが記載されており、「自分の上役は言語は中国語とロシア語は理解するが、「吐噓治」は通じない。自分も今日の書面を見てもその意味はわからない。」と記している。「吐噓治」はこのことはわからない、と通事は註をつけている。巨智部忠陽は、翌七月八日には、「京都へ已九番状差立之事、但シ、イギリス和解写為登候事」とあり、その他の書状と併せて京都へこの書の写を送っている。

②は、弘化三年六月六日長崎来航のフランス軍艦クレオパトラに関する記事である。セシル提督率いるフランス軍艦は、弘化三年六月五日那覇を経て六日長崎に姿を現した。六日明け六つ白帆注進があり、三艘が沖に停泊した。七日夕方三艘とも入津が許可され、瀬戸内に入り込み、この時点でフランス国の船であることが判明している。しかし二日後の六月九日フランス軍艦は勝手に出帆し、周囲を驚かせている。翌十日の日記には、「フランス国之船々差上候書面之写」として書状二点が記録されており、フランス船が入津してから僅か三日後には、この一件に関

する詳細な情報が伝えられている。巨智部忠陽は、六月六日・七日と「御役所当番」として役所に出勤し、フランス船の動静を細かく観察している。このため、役所内部で入手し書き写したものである。この内一通は、フランス軍艦に同乗していた広東人奥斯定からの書面である。これについては、東京大学史料編纂所島津家本『琉球外国関係文書』中に、「唐通事ヨリ差出候書面」とあり、唐通事による翻訳であることがわかる。

「一、フランス国之船々差上候書面之写

今日渡来之フランス船乗組之内、唐国広東人奥斯定々申出候、左

二申上候

一本船船号 ケレアハ、テトル、  
格助阿巴持爾

一元帥名 トウマ、セスイル、  
多瑪瑟西爾

一大綱兵船 カシテ、  
康德

一官人 七人

乗組之人数大將軍始士卒ニ至迄凡四百五拾人七十日已前類船

三艘唐国広東奥山門々出船十日已前琉球国々出船、今日御当

地へ着船

一、本船長サ五拾點持爾幅十三點持爾

但シ點持爾ハ唐国之凡三尺ニ相当り候よし

一第二船号 撒敏

一大綱兵船 撰藍

一官人 五人

- 乗組人数凡式百五十人
- 一 第三船号 ウイケトウワイブス 末刻多利阿刻
- 一 大綱兵船 ワイゴト 黎寝
- 一 官人 五人
- 乗組人数凡百七拾人
- 以上

六月

此度御当地へ罷渡候義者鎮台江御面談可申上候二付、只今難申上候  
右之通申出候趣以書面申上候

六月七日

もう一通は、「於船中差出候書付和解」と題された書付である。

「於船中差出候書付和解

ナパキアン 是ハ唐官之儀をフランス国字に記したる  
と相見へ、此の度船繋り居候場所之儀歟 尔てケレヲパテレ 船  
号 船上ニ於る  
て曆数千八百四拾六年第七月三十日 日本之弘化三年  
六月八日ニ当ル 印度海辺及び唐国邊  
尔於るてフランス国海兵之司たるスコウトベイナクト 官  
名 官より長崎御  
奉行様江申上候

数年来フランス国船於日本海邊鯨漁致来候、然る處凡二ヶ年已前フ  
ランス国鯨漁船暴風雨ニ逢、其船者勿論乗組之姓名を助けんため、  
因州之嶋北方ニおゐて火を吐候山有之候処、湊内ニ右船主船を入候  
処、於同所最も如何なる取扱ひニ逢申候、人たる者ハ其姓名を助ら  
ん事を専ら勉強するものなれば、強盛之帝国たる貴国の港にて難を  
免れん事を計たる尔、却而不計も其処之法度を犯セシ謀反一揆之徒

ことから、フランス語の原文をオランダ商館長レイソンがオランダ語に  
翻訳し、オランダ通詞が和解したものであることがわかる。この内容か  
ら、捕鯨船が遭難した場合の取扱の改善など、フランス側の来航の目的  
や要求を、巨智部忠陽たちもよく理解していたものと思われる。

④は嘉永二年三月二十六日に入津したアメリカ船プレブル号に関する記  
事である。嘉永二年三月二十六日、この日は「御役所四ツ時出勤之事」  
とあり、通常どおり役所に出動していたが、「異船神崎之先江碇風候事、  
アメリカ船之よし」とあり、アメリカ船来航の知らせをうけている。三  
月二十七日、この日も当番であった大坂ヶ所の代わりに御役所に出動し  
ており、「此節入津之異船アメリカ船之趣、尤昨申八月六日松前へ送り  
相成候アメリカ人迎ひル参り候よし也」とあり、アメリカ船に関する情  
報を得ている。また、三月二十九日にも西御役所に出かけているが、この  
日の日記には、二十六日入津のアメリカ船に関する情報が記録されてい  
る。入津から三日後のことである。アメリカ人は四月四日阿蘭陀へ引き  
渡され、カピタンから迎えのアメリカ船に渡すことになり、翌四月五日  
に出帆していることがわかる。三月二十九日に入手した情報は以下のと  
おりである。

- 「一、去ル廿六日入津異国船主役御糺口書
- 一、北アメリカ州軍船二御座候
- 一、乗組人数百四拾壱人ニ御座候
- 一、式ヶ年半年同州子ウオルクハ出帆南アメリカ州乗廻り唐国ホン  
コン江罷在候

幕末期における長崎貿易商人の海外情報

黨之族之如意取扱ニ逢候事者 貴国御上之御主意二者有之間敷事与  
者勿論奉推察候、右之次第尊所様江申上置候ハ、貴国 大徳之御上  
ニ右始末事実を御申上ニ相成候様奉願候、此度尊所様御蔭ヲ以 貴  
国 御上之御仁憐を蒙り、フランス国之人等日本海辺におゐて此  
末万一難船ニ逢候節、御扶助之程偏ニ奉希候、右等之難ニ逢候者有  
之候ハ、御仁愛を蒙り御扶助之御蔭を以其本国尔廻帰致候様御配  
慮被成下、年々長崎通商之阿蘭陀船又ハ唐船ハ御差返し被成下度奉  
希候、右ニヶ国ハフランス国懇意ニ致し候国ニ候間、右之振合ニ被  
成下候ハ、都懸念無御座、乍恐 尊所様江右之次第申上候ハ、定  
而御当国 大徳之 御上御聞ニ達し、左候ハ、普之道を知らる天下  
之国々尊仰き奉る御憐之御国御廉直之御法度ニ可有御座候故、万  
端都合宜可相成様宜御勘考被成下候ハ、右願御取用ニ可相成哉と  
奉存候、御奉行様江申上度儀御座候与申立置候ハ、則前文之次第  
ニ御座候、何卒右願被為聞召分可然御沙汰を承知仕度奉願候

右之通翻訳仕候 セシルレ  
カピタン

これについては、『琉球外国関係文書』所収のものをみると、最初に  
「当六月九日佛朗西船乗頭「セシルレ」ヨリ申立候横文字在留「カヒタ  
ンヨフセヌベンリイレヒソン」翻訳仕候書面之写 阿蘭陀大通事 檣林  
鉄之助、右同小通事 岩瀬弥七郎」、最後に「右之通翻訳仕候 カヒタ  
ン ヨフセヌベンリイ レイソン 右之通カヒタン横文字ヲ以テ申上候  
ニ付和解差上申候 以上 午六月 通詞目付 大小通詞 連印」とある

一、船号プレブルト申長サ廿式間八合式夕、幅五間五合、深サ式百  
六合六夕ニ御座候

一、主役之名セームスグリント申、年ハ四拾八才ニ御座候

一、主役之官名者コンマントルト申候

一、今般来朝之次第ハ、御当国江被御救置候漂流アメリカ人連帰候  
為ニ而外ニ子細無御座候

一、右漂流之者共御当国江罷在候儀者唐国江罷在候上役之者承り船  
江連帰候義申付候

一、右上役之爵名はコムモートルト申、名者テフィツトカイシンゲ  
ルト申候

一、先月廿八日唐国ホンコンハ出帆、今日御当国江渡海仕候

一、御諭書之趣逐一奉畏、乗組末々之者迄堅く相守候様相示可申候  
三月廿六日

⑦は、嘉永七年閏七月十五日入津のイギリス船に関する記録である  
が、日本の漂流民音吉が通訳となつてもたらした情報である。嘉永七年  
閏七月十五日「一、夕方イギリス船四艘硫黄嶋見江船かかりいたし候  
事、但軍船一艘 蒸気船三艘」十六日「一、エゲレス船四艘神崎之外へ  
午ノ下刻入津之事、フレカット本船 外車付蒸気船式艘 内車付蒸気船  
壹艘也、但此船ハ少々チイサク候」とある。このあと、出島や新地にお  
いて荷物の商人見せなどで多忙の様子であるが、十六・十九・二十三日  
は御役所当番として四ツ時に出動している。二十三日にはイギリス船の  
通訳として同乗していた「乙吉」とのやりとりの文書が記録されてい

る。「乙吉」は、音吉とも称され、尾張国知多郡小野浦出身の廻船の水主であったが、天保三年に江戸にむけて出航後、遠州灘で遭難し、漂流民となっていた人物である。その後の音吉の数奇な運命は良く知られたところであるが、その問語学を習得し、通訳として活躍することになる。帰国も試み、一八三七年にアメリカ船モリソン号で日本に向かったが、異国船打払い令のため帰国できなかった。その後上海に居住し、日本人漂流民の送還に尽力したとされる。嘉永七年には、日英交渉のために長崎に來日したイギリス極東艦隊司令長官スターリングの通訳としてイギリス船に同乗していた。ここに記録されている二通の文書のうち、前者は通訳としての日本とのやりとりの内容とイギリス船來航の目的について述べ、後者は、音吉自身のこれまでのいきさつを述べたものである。これらの書付けも、いずれも御役所勤務の中で、入手した情報であり、一般の商人では入手困難なものであったろう。

「一、閏七月十五日卯中刻合図打有之、午中刻伊王嶋前へ異国船四艘碇付相札候處、イギリス軍船二而軍艦壹艘蒸氣船三艘都合四艘二而乗組九百六拾人

一、伊王嶋前ハ西風之恐茂有之、長く繫留難出來候故、湊手ニ繫留候様被 仰付度、尤御免無之候ハ、直ニ引返可申歟、又ハ端船を以速ニ上陸之上、鎮臺江御面話致、早々出帆致度

一、右二付、翌十六日高鋒邊へ繫直シ御免  
一、日本之掟二付、滞在中小筒たり共船中分發致候儀不相成旨、并猥ニ端船を以海岸江上陸不相成段申渡候處、遠洋日本を見当

し、彼国人別ニ快相成居申候、乍併両親在世孝養ハ勿論、追善弔ひも不出來、大罪人と相成候段、重々残念ニ付、其消罪之ため日本人漂流致シイギリス国江渡候得ハ悉皆送届候様立而取計申度心決仕、是迄数度世話仕、此先同様ニ心得申候、惣而日本人とさへ申候得ハ帰国致候を相嫌ひ、既当節唐船分護送相成候薩州人并諸国之人々啖人共是非留置度申候得共、是又自分混寸分申取、唐国役所へ相渡候處、此節出帆之唐船分送り候由承り申候、右之仕合ニ付、御当地へ罷越、各様江御面話申候茂恥敷、且恐入候仕合ニ候得とも、此度本船渡來之節態々上海江船寄せ通弁官之ため乗参候様難黙止、申付候ニまかせ乗組候儀ニ御座候、宜御監察可被下候、  
右式通当十五日渡來之イギリス船乗組之尾州乙吉申口之由ニ付、写置候事」

⑧は嘉永七年七月二十七日に記録された、唐人間の書状の写しである。嘉永七年二月二十一日の日記には、年番から月番宛ての廻状に「唐商賣船、去ル亥年已來引続夏船入津無之上昨年ハ冬船も今以渡來無之ニ付而者、右ニ携候職業筋之者ハ日雇人足其外共可及難儀之間、身許分限ニ応会所銀之内を以無利足貸渡申付候間、偏頗之儀無之様入念取調可申立候、尤返納之儀ハ拾ヶ年之積を以、其町乙名共取集会所江可相納候事寅二月廿一日」とあり、嘉永四亥年以來唐船の來航が滞り、貿易に携わる職業の人々が困窮するため、会所銀を無利息で貸渡すことを伝えている。このころ中国では、太平天国の乱が発生しており、唐船の來航が

幕末期における長崎貿易商人の海外情報

渡來候上ハ、兼而御国法承知罷在候得とも、改而御沙汰之儀ニ付、急度相守可申旨、尤船分船江用弁之ため端船相用候儀ハ兼而御聞置被下度、是又聊外筋通語不致、直ニ船江罷越候而已ニ御座候

一、右御請相濟、直ニ石火矢ニ蓋致し、繩ニ而十文字ニ相捆候事  
一、渡來之次第ハ敢而商賣筋相願候ためニ無之、魯西亜之儀ニ付御忠節筋申上度ニ付、何れ鎮臺江御目ニ掛り可申上候、尤国書ハ持渡不申候、隨而魯西亜使節同様之御取扱相成候而ハ心外之仕合、右魯西亜使節ハフレカト只四艘之船持二而、自分ハ右之如く四艘を拾五組合せ一軍ト唱六拾艘之惣司を掌元帥なれハ、魯西亜使節身分とハ格別ニ候へハ、此義御合被置度由  
右通弁官、尾州乙吉申之候、当寅四十九歳

一、式十一年以前イギリス国江漂流致シ、四ヶ年を経十七ヶ年已前態々船を仕立自分を護送之ため浦賀江入津仕候處、一夜二飯臺場出來、翌朝分御打拂之御手数俄ニ大炮御放發本船之帆桁壹本打おられ候ニ付、其儘退帆致候後帰国術無之、不得止事彼国江被召仕官位等も授居候處、此六七年已前分唐国上海之啖館江詰切被申付、滞罷在候、先年分啖人与縁組致居候處、病死ニ付當時印度人を迎江罷在申候、初め日本国出帆之頃ハ老父母も有之候義ニ付、何卒日本江帰度念願罷在候得とも、何分右之仕合ニ而其儀不相叶、依而年を重ね今ハ両親も相果居可申候得ハ、最早放念致

止まっているのは、その内乱が原因であろう。唐船の來航は、長崎の庶民にとっても死活問題であったことがわかる。その後、七月二十四日に來着したオランダ風説書によつて、臺灣あたりに唐船を二艘見懸けたとの情報を得ると、二十五日には、「此間中商人拜借願、当夏船も欠船ニ候ハ、思召も有之候得とも、無程唐船入津紅毛船も欠年不致、何れも追々商売相成候得ハ、融通も出來可申、先程被及御沙汰理解申渡候様被仰出候旨、申聞候ニ付、願出商人行事江月番分差戻し候旨申來ル」とあり、安堵した様子が記載されている。これをみると、通常のオランダ風説書も、海外情報としては内容は貧弱であるが、商人たちにとっては、貿易船の來航を知らせる重要な情報源であったことが窺える。

七月二十七日 中国の内乱太平天国の乱によつて、昨年来航しなかつた唐船が入津し、積荷の上げ下ろしや、諸手配、商人への連絡、入札など俄に慌ただしくなつた様子がうかがえる。この日の日記には、「当寅壹番船十二家豊利船野母汐繫中、当地在留唐人江書翰之由、外ニ而見請候ニ付写置候」とあり、唐船が繫留中に、長崎在住の唐人へ送つた書簡の写しが記載されている。「外ニ而見請」とあるので、役所外で、誰かから借り受けて書写したものであろうが、入津と同日に写をとつてのことからすると、やはり業務関係者からの入手といつて良いだろう。ここには、中国における騒乱の様子が詳しく述べられている。貿易相手国としての中国の動向は、商人たちにとって、オランダ船と同様に最も気になる情報だつたに違いない。

「(寅七月廿七日)



一、当寅老番船十二家豊利船野母汐繫中、当地在留唐人江書翰之由、外二而見請候ニ付写置候

去春四艘共無滞五月末着唐、正月二日頃廣西逆党江南江乱入南京鎮江楊州之城三ヶ所を失ひ、蘇州之居民方々江逃散、又八月頃上海辺一揆起り、江南江官軍大勢集り防禦有之、商賣筋往来打絶申候、依而昨冬仕出し不申候、当時二而ハ、追々賊勢衰江、諸外逃去申候、本船七月十日乍甫仕出し、跡船老艘者十五六日頃仕出候積二御座候

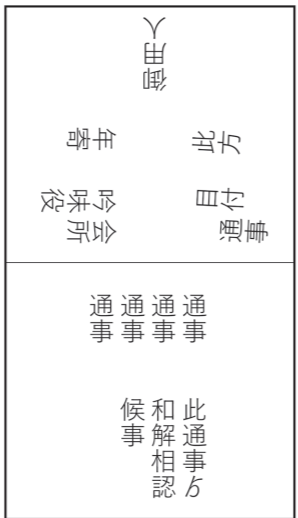
寅七月廿二日

陶梅仁

頓首

去夏拜別之後、船々順能帰唐いたし、本船五月廿二日先二乍甫着、王氏方式艘ハ同廿八日一同帰着いたし、其内此方得宝船而已北手ニ乗卸、南風強く乗帰かたく、六月十二日帰唐仕、船々相揃申候、依之夏船仕出し方取計可申処、昨春正月二月頃廣西逆徒江南へ押入、江南之地打統南京鎮江楊州之三ヶ所及落城、蘇州之居民散々郷地江逃乱諸商賣筋いづれも差止、代物等捌兼、其後八月頃又々上海小刀之地方土賊乱妨いたし、城廓を乗取諸省之大兵夥敷江南一揆要害之場所相集、居民を侵候故、人々恐怖いたし、商賣筋一切相絶候ニ付、又々冬船も仕出方出来兼候様成行、当時所々賊徒いまた退治出来兼候得共、幸当春已来官兵勝利を得、賊勢相減、諸方二逃隠れ、手負等不少、只漸江省而已始終騒動有之、右之模様二而者、一時二征討難届被存候、当年是非仕出方不仕候而者不相叶事故、双方申

御対面所



巳三番四番船共和解相濟候事、右帳面御覽之上年寄分此方江相渡し候事、依而商人行司江右和解被仰附候旨、前日相達置候也、商人写取候上上封致し、会所へ為持遣候事」

とあり、同様に、弘化四年正月にも

「正月七日丁亥 雪・・・

一、午四番船未老番船共積荷和解 明日五ツ半時被 仰渡候事

正月八日 戊子 晴

一、御役所五ツ時出勤之事

午四番船和解立会 此方

未老番船同断 堺

右和解帳式冊年番業師寺宇右衛門より此方へ相渡ス、於用場写取、本紙封し、長崎会所へ為持遣、受取書取之、商人行事江為写取候事」  
とある。この他の年にも、唐船が入津した時には、五カ所の宿老が交代で翻訳に立ちあっている記述がみられる。これによると、対面所におい

幕末期における長崎貿易商人の海外情報

談、漸一艘ツ、仕出申候、王氏方ハ源宝、此方ハ豊利船二御座候、尤諸荷物仕入方ニ付而ハ、難洪之事共二御座候、尤船ハ七月十日乍甫出シ同十六日晚南廣分乗出、廿一日巳之刻こしま嶋を見掛、昨夜北手ニまきり、今日難乗入、昨今野母湟之内外手ニ汐繫いたし、早速挽船相願置候ニ付、不遠着崎可仕候、跡船定而十五六日頃出船相成候義ト存候、此順風二而者、無程着崎可相成、此段申入候

少棠二叔大人

亮生二兄大人

一同御披見

陶梅仁

頓首

ところで、唐船貿易においては、五カ所商人は対面所において、積荷物の翻訳の場にも立ち合うことになっていた。例えば弘化二年十二月には、

「十二月廿一日申 晴

一、年番久松新兵衛分剪紙を以唐船積荷物和解明四ツ時被仰付候ニ付、例之通相心得候様申来候事

十二月廿二日酉 雨

一、御役所出勤和解立会之事

て四名の唐通事が翻訳する場に、通事目付、会所吟味役、年寄、御用人とともに五カ所宿老が同席し、翻訳が終わると、帳面に仕立てられ、御用人が確認後、年番年寄から宿老に渡され、それを用場において写し取り、それを商人行司に写し取らせたら、上封し、長崎会所へ提出し、受取書をうけ取る。という手順になっていた。オランダ船の積荷物和解の場合は、先に見たように「紅毛船積荷物和解差出御下ケニ付写ス、ヶ所之商人行事呼寄為写取候事、本紙は例之通会所ニ遣し受取書取置き候事」とあり、手順はほとんど同じだが、宿老たちが通事による翻訳に立ちあう場面は出てこない。このあたりの違いについては、今後検討が必要であるが、いづれにせよ、唐船の積荷物に関しては、宿老たちが翻訳の最前線に立ちあっていたことが確認できる。

さらに①②⑦でもみたように、イギリス船・フランス船には、通訳として中国人、場合によっては音吉のような日本人漂流民が乗船し、日本側とやり取りする場面もみられた。彼らを通じて、伝えられる海外情報も多かったことも、確認しておく必要があるだろう。また、中国人や唐通事らを通して得られる海外情報は、通訳の現場に立ち会える五カ所の宿老たちにとって比較的身近で入手しやすいものだったといえるかもしれない。今後さらに検討する必要がある。

おわりにかえて

本稿では、『要録』の中の、海外情報に注目して、その特徴をみてみた。貿易商人たちは、その職務上、役所への出入りも多く、通常のオラ

ンダ風説書をはじめ、入津する異国船がもたらす書付類など、他の商人よりは圧倒的に多くの海外情報に触れる機会をもっていた。『要録』に記録されている異国船及び海外情報に類するものをみても、いずれも、明確に情報源は記されていないが、実にタイムリー且つ迅速に情報が伝わり正確に記録されており、長崎貿易という職務の中で入手した、最も信頼のおける情報であることはほぼ間違いなさであろう。しかも、通常の風説書は定期的に積荷物和解とともに、京都に送られ、それ以外の海外情報についても①弘化二年イギリス船の事例でみたように、京の糸割符仲間に宛てて送られていた。②から⑧については京都に送られた記載は無いが、書状の中で触れたり、実際に送る事は容易にできたであろう。これは京都にかぎらず、江戸・大坂・堺の糸割符商人についても同じことがいえるのであり、これらの貿易商人を通じて、彼らが長崎で入手した海外情報はその都度江戸・大坂・堺・京都の糸割符仲間に伝えられ、長崎貿易の状況や海外認識を共有していたものと思われる。

しかし、その一方で職務上入手したそれらの情報は長崎という地域に限定された情報であり、ペリーやビッドルなどの長崎から遠い地域の異国船情報についてはあまり記載がみられないことも明らかとなった。また、詳細な海外情報である「別段風説書」の記録はみられず、通常の風説書の内容も嘉永期以降大きく変化してゆき、内容が制限されていたことも確認できた。

しかしながら、これらの点は、巨智部忠陽ら貿易商人の情報収集能力のすべてを評価するものではない。そのためには、別の側面からの検討

(7) 『オランダ通詞会所記録 安政二年萬記帳』(長崎県立図書館 平成十三年)

によると、六月十九日に入津した一番船がもたらした通常の風説書は、六月二十日には「和解下書」が出来上がり、大通詞が役所へ「清長堅帳老通」を持参し、用人が内覧の上問題が無いので、一旦下げ渡され、同日「風説書横文字老通・小奉書老通・美濃帳老通・半紙帳三冊、御目付様へ小奉書老通・半紙帳式冊何れも調印ニ而上御書者風説書与斗相認上ハ封致、大通詞年番志筑籠太御役所江持参御用人山内徳右衛門殿江差出ス」とある。六月二十一日入津の二番線の場合も、二十一・二十二日の二日間において同様の手続きがなされ、六月二十二日には、「一風説書百田堅紙老通略風説書半切老通宛左之向々江手伝当番を以差出、諸家御館入名前書入上ハ封いたし小使を以持遣ス 御代官所 御年寄 七ヶ所 メ十八ヶ所 拾四家所聞役并武雄諫早深堀メ十七ヶ所」とあって、各所に配布されている。表1でみたように、巨智部忠陽が日記に記録しているのはその四日後の六月二十六日のことである。安政期に入ってから、『要録』に記載されるのが遅れるようになったのは、このような新たな手続きが入ってきたことも関係するのかもしれない。この点については、鳥井裕美子「安政二年の対外交渉と通詞」(長崎県立図書館郷土史料叢書(一))『オランダ通詞会所記録 安政二年萬記帳』(長崎県立図書館 二〇〇一年)と、松方冬子「オランダ風説書と近世日本」(東京大学出版会 二〇〇七年)九頁を参照されたい。

(8) 日蘭学会・法政蘭学研究会編『和蘭風説書集成 下』吉川弘文館 一九七九年三月

(9) この点については、佐藤隆一氏による指摘がある。『オランダ別段風説書集成』三三―三四頁参照。また、片桐一男氏による『和蘭風説書集成 上』所収の解説も参照されたい。

(10) 別段風説書の最新の研究については、松方冬子編『別段風説書が語る19世紀幕末における長崎貿易商人の海外情報

が必要になるが、そのためのヒントもまた『要録』の中にあると思われる。

註

(1) 長崎歴史文化博物館所蔵。以下史料名を『要録』で統一する。

(2) 長田和之「長崎在番京糸割符宿老巨智部英三郎補遺」(『洋学史研究』二〇〇三年)

(3) 『要録』を検討した研究として、長田和之「幕末開港以降、長崎における中国人の言伝荷物商法について」(片桐一男編『日蘭交渉史 その人・物・情報』二〇〇二年二月、沼倉延幸「蘭学者の長崎遊学と海外情報」柴田方庵の遊学日記を事例として)、『日蘭学会会誌』一六巻第一号 一九九一年)などがある。また、長崎県立長崎歴史図書館編『長崎県の郷土資料』(郷土資料解題)一九八八年などがある。

(4) 沼倉延幸「蘭学者の長崎遊学と海外情報」柴田方庵の遊学日記を事例として)、『日蘭学会会誌』一六巻第一号 一九九一年)、長崎県立長崎歴史図書館編『長崎県の郷土資料』(郷土資料解題)参照。

(5) 沼倉延幸「蘭学者の長崎遊学と海外情報」柴田方庵の遊学日記を事例として)、『日蘭学会会誌』第一六巻第一号 一九九一年)の註一八を参照。

(6) 前掲註(2) 長田論文「長崎在番京糸割符宿老巨智部英三郎補遺」(『洋学史研究』二〇〇号 二〇〇三年) 一三一頁記載の三井文雄所蔵「長崎諸用留六番」に、嘉永四年時点での糸割符商人の記載がみられる。「清水」は「小川一条下るル西側 清水藤左衛門」、「森川」は「烏丸六角下ル西側 森川良右衛門」、「菅」は「油小路竹屋町上ル東側 菅吉郎九」をさしていると思われる。

紀 翻訳と研究』(二〇一二年一月 東京大学出版会)、風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘文館 二〇一九年三月)などを参照。後者には佐藤隆一氏による解説がある。

(11) 「別段風説書」が極秘情報であったことが記されている史料は多く残されている。例えば「天保十五辰年六月廿日 長崎表出役之者より注進之内 一、当十六日阿蘭陀船壹艘入津仕候例年渡来之賣買船に御座候、右風説書内清國とエケレス國と一件模様別段に御認御奉行所江差出申候趣御座候へ共、是は隠密之趣相聞申候、(『和蘭風説書集成 下』二一六頁)、此節入津之阿蘭陀人於唐國エケレス人共戦争一件二付、当御役所御尋向有之、別段風説書を以極内申出候書面和解高嶋四郎太夫江内々頼入写取申候二付、早速御国許江も差上越置申候、左候而右蘭人共へエケレス人共之内頭取候者へ差越商賣願出度、若免許無之時ハ了簡可有之与ノ旨、於唐国表相咄候申由御座候二付、其旨も極内御役所へ申出置候与之事ニ御座候、然処、右一件者御役所之儀者極々御内密ニ而、一切他へ不相洩様掛御役人共へ厳敷被申附置、和解下書迄も御取揚旨高嶋を承得申候」(東京大学史料編纂所鳥津家文書「嘉永雜録」、佐藤隆一「オランダ別段風説書」その公的回覧と私的書写)、『オランダ別段風説書集成』五七―二頁)など。後者の史料から別段風説書は長崎町年寄は入手出来る立場にあったことがわかる。

(12) 松方冬子編『別段風説書が語る19世紀 翻訳と研究』二〇一二年一月 東京大学出版会。以下別段風説書の内容については本書、及び風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』(吉川弘文館 二〇一九年三月)を参照。

(13) 風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘文館 二〇一九年三月 二八七頁

(14) 現在、科学研究費補助金B「オランダ別段風説書の研究」(二〇二〇年―二〇二二年)を進めている。

(15) 東京大学史料編纂所蔵。東京大学史料編纂所ホームページ データベースにより確認

(16) 宮永孝「オットソンと呼ばれた日本漂流民」(法政大学社会学部学会『社会志林』五一―一、二〇〇四年七月)、また春名徹『にっぽん音吉漂流記』中公文庫一九七九年、篠田泰之『音吉伝―知られざる幕末の救世主―』新葉館出版 二〇二〇年七月などがある。